

祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらまし

制度の概要

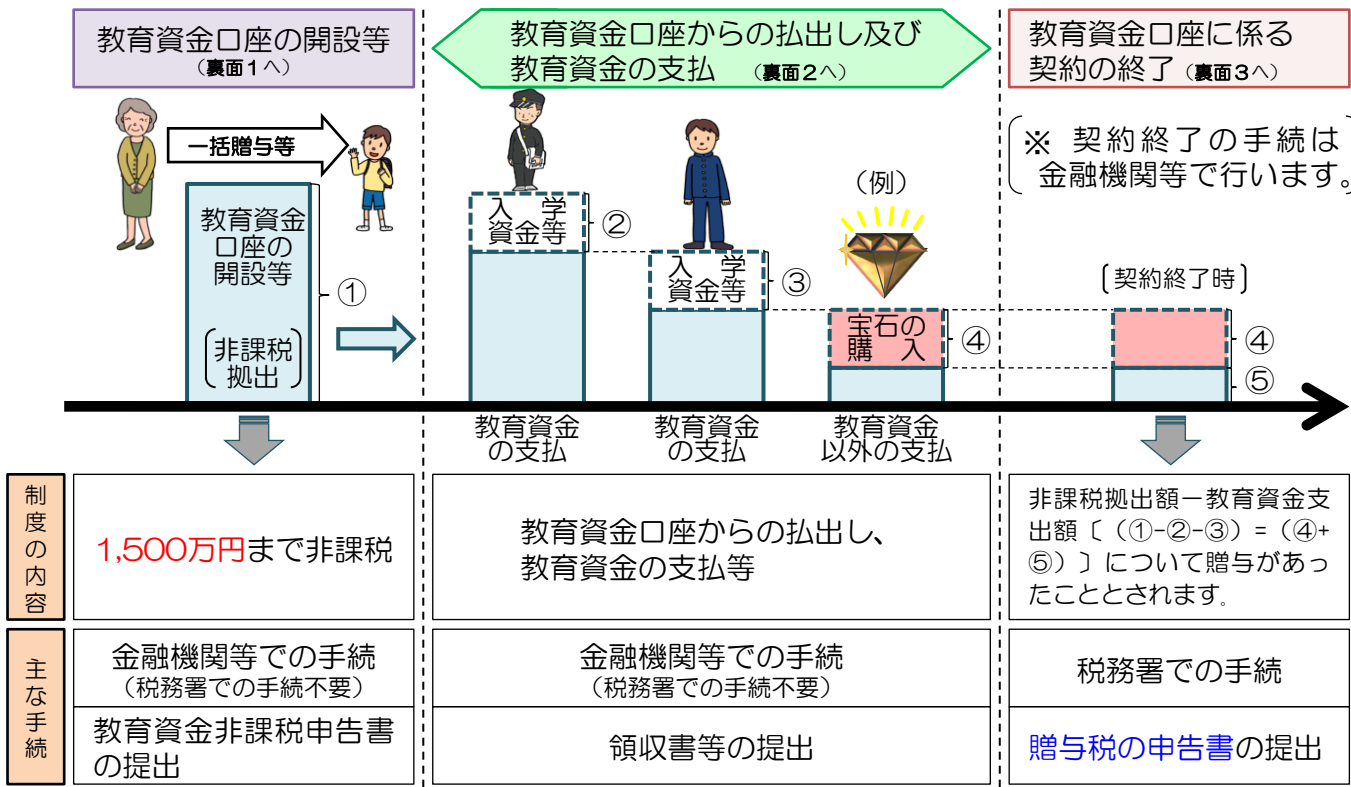
平成25年4月1日から平成31年3月31日までの間に、30歳未満の方（以下「受贈者」といいます。）が、教育資金（裏面へ）に充てるため、金融機関等との一定の契約に基づき、受贈者の直系尊属（祖父母など）から①信託受益権を付与された場合、②書面による贈与により取得した金銭を銀行等に預入をした場合又は③書面による贈与により取得した金銭等で証券会社等有価証券を購入した場合（以下「教育資金口座の開設等」といいます。）には、信託受益権又は金銭等の価額のうち1,500万円までの金額に相当する部分の価額については、金融機関等の営業所等を経由して教育資金非課税申告書^{（注）}を提出することにより贈与税が非課税となります。

その後、受贈者が30歳に達することなどにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合には、非課税拋出額^{※1}から教育資金支出額^{※2}（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額はその契約終了時に贈与があったこととされます。

（注） 社会保障・税番号制度の導入により、平成28年1月以降に提出する教育資金非課税申告書等には、個人番号の記載が必要となります。

※1 「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書にこの制度の適用を受けるものとして記載された金額の合計額（1,500万円を限度とします。）をいいます。

※2 「教育資金支出額」とは、金融機関等の営業所等において、教育資金の支払の事実を証する書類（領収書等）により教育資金の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額の合計額をいいます。



○ 国税庁ホームページ「相続税・贈与税特集」において、贈与税に関する情報を掲載しておりますので、ぜひご利用ください。お分かりにならないことがありましたら、税務署にお尋ねください。

※ 税務署での面接による個別相談（関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相談など）を希望される場合は「事前予約制」とさせていただきます。あらかじめ税務署に電話で面接日時をご予約ください。



教育資金とは？

- (1) **学校等**に対して直接支払われる次のような金銭をいいます。
- ① 入学金、授業料、入園料、保育料、施設設備費又は入学（園）試験の検定料など
 - ② 学用品の購入費や修学旅行費や学校給食費など学校等における教育に伴って必要な費用など
- (注) 「学校等」とは、学校教育法で定められた幼稚園、小・中学校、高等学校、大学（院）、専修学校及び各種学校、一定の外国の教育施設、認定こども園又は保育所などをいいます。
- (2) **学校等以外**に対して直接支払われる次のような金銭で教育を受けるために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。
- ＜イ 役務提供又は指導を行う者（学習塾や水泳教室など）に直接支払われるもの＞
- ③ 教育（学習塾、そろばんなど）に関する役務の提供の対価や施設の使用料など
 - ④ スポーツ（水泳、野球など）又は文化芸術に関する活動（ピアノ、絵画など）その他教養の向上のための活動に係る指導への対価など
 - ⑤ ③の役務の提供又は④の指導で使用する物品の購入に要する金銭
- ＜ロ イ以外（物品の販売店など）に支払われるもの＞
- ⑥ ②に充てるための金銭であって、学校等が必要と認めたもの
 - ⑦ 通学定期券代、留学のための渡航費などの交通費（注）平成27年4月以降に支払う一定のものが対象となります。）

※ 費用の内容やその取扱いなど**教育資金及び学校等の範囲**についてご不明な点がある場合には、[文部科学省ホームページ](http://www.mext.go.jp)【www.mext.go.jp】に掲載されている**教育資金及び学校等の範囲に関するQ&A**などをご覧ください。

1. 教育資金口座の開設等

この非課税制度の適用を受けるためには、教育資金口座の開設等を行った上で、**教育資金非課税申告書**をその口座の開設等を行った**金融機関等の営業所等を経由**して、信託や預入などをする日（通常は教育資金口座の開設等の日となります。）までに、受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません（教育資金非課税申告書は、金融機関等の営業所等が受理した日に税務署長に提出されたものとみなされます。）。

なお、教育資金非課税申告書は、原則として、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合には提出することができません。

※ 金融機関等とは、信託会社（信託銀行）、銀行等、証券会社をいいます。教育資金口座の取扱いの有無については、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

2. 教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払

教育資金口座からの払出し及び教育資金の支払を行った場合には、教育資金口座の開設等の時に選択した教育資金口座の払出方法に応じ、その支払に充てた金銭に係る領収書など**その支払の事実を証する書類を、次の(1)又は(2)の提出期限までに金融機関等の営業所等に提出**する必要があります（平成28年1月以降、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、教育資金の内訳などを記載した明細書を提出することができます。）。

(1) 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を口座から払い出す方法を選択した場合

領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

(2) (1)以外の方法を選択した場合

領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

※ 上記(1)又は(2)の教育資金口座の払出方法の選択は、受贈者が教育資金口座の開設等の時に行います。詳しくは、各金融機関等の営業所等にお尋ねください。

3. 教育資金口座に係る契約の終了

教育資金口座に係る契約は、次の(1)～(3)の事由に該当したときに終了します。

(1) 受贈者が30歳に達したこと

(2) 受贈者が死亡したこと

(3) 口座の残高が0（ゼロ）になり、かつ、その口座に係る契約を終了させる合意があったこと

上記(1)又は(3)の事由に該当したことにより、教育資金口座に係る契約が終了した場合に、非課税拠出額から教育資金支出額（学校等以外に支払う金銭については、500万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額が受贈者の上記(1)又は(3)の事由に該当した日の属する年の**贈与税の課税価格に算入されます**（(2)の事由に該当した場合には、贈与税の課税価格に算入されるものではありません。）。したがって、その年の贈与税の課税価格の合計額が基礎控除額を超えるなどの場合には、贈与税の申告期限までに**贈与税の申告**を行う必要があります。

